

令和6年度

設計業務等標準積算基準書

改定資料(第1回)

令和7年4月1日

静岡県交通基盤部

令和6年度 設計業務等標準積算基準書(対照表)

項目	旧	新																																								
2001/1/3 測量業務 (諸経費)	<div style="text-align: right; font-size: small;">第1章 測量業務積算基準</div> <p>1-4 測量業務費の積算方式</p> <p>1-4-1 測量業務費</p> <p>測量業務費は、次の積算方式によって積算するものとする。</p> $\text{測量業務費} = (\text{測量作業費}) + (\text{測量調査費}) + (\text{消費税相当額})$ $= \{(\text{測量作業費}) + (\text{測量調査費})\} \times [1 + (\text{消費税率})]$ <p>1. 測量作業費</p> $\text{測量作業費} = (\text{直接測量費}) + (\text{間接測量費}) + (\text{一般管理費等})$ $= (\text{直接測量費}) + (\text{諸経費})$ $= \{(\text{直接測量費}) - (\text{成果検定費})\} \times [1 + (\text{諸経费率})] + (\text{成果検定費})$ <p>2. 諸経費</p> <p>測量作業費に係る諸経費は、別表第1により直接測量費(成果検定費を除く)毎に求められた諸経费率を、当該直接測量費(成果検定費を除く)に乗じて得た額とする。</p> <p>3. 測量調査費</p> <p>測量調査費については、「土木設計業務等積算基準」による。</p> <p>「3次元ベクトルデータ作成」及び「3次元設計周辺データ作成」については「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」で定められている各実施要領に基づき、測量調査費として計上するものとする。</p> <p>なお、測量調査についての運用は、別表第2による。</p> <p>別表第1</p> <p>(1) 諸経费率標準値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="font-size: small;">直接測量費 (成果検定費を除く)</th> <th style="font-size: small;">50万円以下</th> <th colspan="2" style="font-size: small;">50万円を超え1億円以下</th> <th style="font-size: small;">1億円を 超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="font-size: small;">適用区分等</td> <td style="font-size: small;">下記の率とする</td> <td colspan="2" style="font-size: small;">(2)の算出式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td style="font-size: small;">下記の率とする</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="font-size: small;">A</td> <td style="font-size: small;">b</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">率又は変数値</td> <td style="font-size: small;">91.2%</td> <td style="font-size: small;">371.23</td> <td style="font-size: small;">-0.107</td> <td style="font-size: small;">51.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 算出式</p> $z = A \times X^b$ <p>ただし、z: 諸経费率 (単位: %) X: 直接測量費 (単位: 円) [成果検定費を除く。] A, b: 変数値</p> <p>(注) 諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下1位止めとする。</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">1-1-3</p>	直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を 超えるもの	適用区分等	下記の率とする	(2)の算出式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする			A	b		率又は変数値	91.2%	371.23	-0.107	51.7%	<div style="text-align: right; font-size: small;">第1章 測量業務積算基準</div> <p>1-4 測量業務費の積算方式</p> <p>1-4-1 測量業務費</p> <p>測量業務費は、次の積算方式によって積算するものとする。</p> $\text{測量業務費} = (\text{測量作業費}) + (\text{測量調査費}) + (\text{消費税相当額})$ $= \{(\text{測量作業費}) + (\text{測量調査費})\} \times [1 + (\text{消費税率})]$ <p>1. 測量作業費</p> $\text{測量作業費} = (\text{直接測量費}) + (\text{間接測量費}) + (\text{一般管理費等})$ $= (\text{直接測量費}) + (\text{諸経費})$ $= \{(\text{直接測量費}) - (\text{成果検定費})\} \times [1 + (\text{諸経费率})] + (\text{成果検定費})$ <p>2. 諸経費</p> <p>測量作業費に係る諸経費は、別表第1により直接測量費(成果検定費を除く)毎に求められた諸経费率を、当該直接測量費(成果検定費を除く)に乗じて得た額とする。</p> <p>3. 測量調査費</p> <p>測量調査費については、「土木設計業務等積算基準」による。</p> <p>「3次元ベクトルデータ作成」及び「3次元設計周辺データ作成」については「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」で定められている各実施要領に基づき、測量調査費として計上するものとする。</p> <p>なお、測量調査についての運用は、別表第2による。</p> <p>別表第1</p> <p>(1) 諸経费率標準値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="font-size: small;">直接測量費 (成果検定費を除く)</th> <th style="font-size: small;">50万円以下</th> <th colspan="2" style="font-size: small;">50万円を超え1億円以下</th> <th style="font-size: small;">1億円を 超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="font-size: small;">適用区分等</td> <td style="font-size: small;">下記の率とする</td> <td colspan="2" style="font-size: small;">(2)の算出式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td style="font-size: small;">下記の率とする</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="font-size: small;">A</td> <td style="font-size: small;">b</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">率又は変数値</td> <td style="font-size: small;">95.8%</td> <td style="font-size: small;">288.50</td> <td style="font-size: small;">-0.084</td> <td style="font-size: small;">51.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 算出式</p> $z = A \times X^b$ <p>ただし、z: 諸経费率 (単位: %) X: 直接測量費 (単位: 円) [成果検定費を除く。] A, b: 変数値</p> <p>(注) 諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下1位止めとする。</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">1-1-3</p>	直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を 超えるもの	適用区分等	下記の率とする	(2)の算出式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする			A	b		率又は変数値	95.8%	288.50	-0.084	51.4%
直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を 超えるもの																																						
適用区分等	下記の率とする	(2)の算出式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																						
		A	b																																							
率又は変数値	91.2%	371.23	-0.107	51.7%																																						
直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を 超えるもの																																						
適用区分等	下記の率とする	(2)の算出式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																						
		A	b																																							
率又は変数値	95.8%	288.50	-0.084	51.4%																																						